

特定健診受診率向上業務プロポーザル質疑回答書

項 目 (書類名・ページ・項目など)	質 問	回 答
実施要領 4 参加資格 (5)	「(5) 直近の2年間に他保険者等で、同種・類似業務の履行実績がある者。」とありますが、同種・類似業務として、特定健康診査受診率向上業務でなく、重複・頻回受診者及び重複・多剤服薬者対策業務が必要な理由をご教示ください。	ご指摘のとおり、「特定健康診査受診率向上業務」ですので、修正いたしました。「特定健康診査受診率向上業務」での同種・類似業務のご提出をお願いいたします。
実施要領 4 参加資格 (6)	「(6) 国が定める標準的な電子的様式等及び紙により、結果データを保険者に提供できること。」とありますが、「国が定める標準的な電子的様式等及び紙」及び「結果データ」とは具体的にどのようなものかご教示ください。	「特定健診の電子的なデータ標準様式」等ですが(6)についてのみが満たされない場合においては、必須条件ではございません。
実施要領 6 参加手続 (3) 参加申込書の提出 ①提出書類 イ 同種・類似業務の履行実績	重複・頻回受診者及び重複・多剤服薬者対策業務の履行実績を記載すれば良いという認識でよろしいでしょうか	実施要領 4 参加資格(5) の表記を修正いたしました。 「特定健康診査受診率向上業務」の実績の記載をお願いいたします。
実施要領 6 参加手続 (3) 参加申込書の提出 ①提出書類 エ その他添付資料	4 参加資格(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)を証明する書類として、具体的にどのような書類が必要かご教示ください。	(1)・(2)・(3)・(4)については参加資格の確認であり、宇和島市定型の書類ははございません。 (5)については上記質問の回答により「特定健康診査受診率向上業務」について同種・類似業務の実績を様式5にご提出ください。 (6)については上記回答のとおりです。 (7)については、証明書等の写しのご提出をお願いいたします。

特定健診受診率向上業務プロポーザル質疑回答書

項 目 (書類名・ページ・項目など)	質 問	回 答
実施要領 6 参加手続 (4) 提案書等の提出 ① 提出書類 イ 提案書	「形式は原則としてA4版・横書き・左綴じ・着色可」とありますが、A4版は縦使い・横使いどちらでも問題ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
実施要領 6 参加手続 (5) プレゼンテーションの実施 ④ その他 イ	「プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。」とありますが、プロジェクターとパソコンの接続方法(HDMI等)をご教示ください。 また、接続物については、各参加者にて持参するという認識でよろしいでしょうか。	接続方法はHDMIです。 接続物のケーブルはご用意いたします。
実施要領 7 受託候補者の特定 (1) 審査方法	審査は、別に設置する「特定健康診査受診率向上業務プロポーザル審査委員会」とありますが、審査委員の人数・構成についてご教示ください。	部内職員による5名です。
実施要領 7 受託候補者の特定 (2) 評価項目及び評価内容	別表「特定健康診査受診率向上業務プロポーザル評価基準」をご教示ください。	掲載いたしました「特定健康診査受診率向上プロポーザル評価基準書」をご確認ください。
実施要領 10 契約に関する事項	「受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合があります。」とありますが、こちらは、提案限度価格の範囲内での増減という認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

特定健診受診率向上業務プロポーザル質疑回答書

項 目 (書類名・ページ・項目など)	質 問	回 答
実施要領 12留意事項 (2) その他留意事項⑤	<p>「情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。」とありますが、同条例第7条第2項に規定する項目は非公開とする認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、上記の判断にあたっては、同条例第13条第2項の規定に基づき、意見書を提出する機会があるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>同条第7条の第2に該当する部分については、非公開であり、非公開と判断されます。なお、第8条の規定に該当する場合は、非公開情報が記載されている部分を除いて、当該文書を公開することとなります。</p> <p>公開の許諾判断時においては、意見書の提出を求めることがあります。なお、条例第13条第2項の規定は、第7条2号但書きの規定によって非公開情報から除かれた情報を公開決定する場合に、意見書を提出する機会を与えなければならないとするものです。</p>
特定健康診査受診率向上業務 委託仕様書 2 目的	<p>令和4年度の特定健康診査受診率の速報値をご教示ください。</p> <p>また、昨年度の受診率向上に向けた施策の内容・成果をご教示ください。</p>	<p>令和4年度の法定報告値は確定しておりませんので、令和3年度の法定報告値をご参考にしてください。</p> <p>昨年の施策の未受診者対策について、内容の詳細及び成果については本プロポーザルに関わる部分もございますので、この場では公表できないものと考えております。</p>
特定健康診査受診率向上業務 委託仕様書 2 目的	<p>令和3年度の特定健康診査の受診率が32.2%とありますが、受診率目標値を達成するにおいて、宇和島市様の考えられる課題をご教示ください。</p>	<p>本業務を行うことにより、課題の分析と効果的な未受診者対策をご提示いただけるものと考えております。</p>
特定健康診査受診率向上業務 委託仕様書 4 委託業務内容	<p>「勸奨回数は2回で約20,000件」とありますが、最低でも記載の発送回数及び件数が必要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、契約後の勸奨通知の発送時期等により発送数の増減があると思われまして、契約後の打ち合わせにより決定いたします。</p>

特定健診受診率向上業務プロポーザル質疑回答書

<p>項 目 (書類名・ページ・項目など)</p>	<p>質 問</p>	<p>回 答</p>
<p>特定健康診査受診率向上業務委託仕様書 5 業務の実施方法 (1) データ分析業務 【提供データ】</p>	<p>以下のデータについて、その他、業務遂行に必要なデータとして提供いただくことは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FKAC161 (令和3年度～令和5年度)</li> <li>・FKAC165 (平成30年度～令和元年度)</li> <li>・FKAC167 (平成30年度～令和元年度)</li> <li>・宛名データ</li> </ul>	<p>お見込みのとおりですが、契約後の打ち合わせにより決定いたします。</p>
<p>特定健康診査受診率向上業務委託仕様書 5 業務の実施方法 (2) 受診勧奨業務</p>	<p>「個人の背景に合わせたセグメント化(4グループ以上)」とありますが、各発送回において4グループ以上の送り分けが必要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>セグメント化と発送の振り分けとは、分析方法と状況により必ず一致させなければならないものではなく、振り分けにより効果的な送付となるように考えておりますので、打ち合わせにより決定したいと考えております。</p>
<p>特定健康診査受診率向上業務委託仕様書 5 業務の実施方法 (2) 受診勧奨業務エ</p>	<p>「通知書は圧着ハガキ(A5横サイズの見開きはがきサイズに折込圧着)等の内容が他者に漏れないも様式の物とし」とありますが、「A5横サイズの見開きはがきサイズに折込圧着」のハガキサイズは、例示であり、他のサイズをご提案してもよいという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>特定健康診査受診率向上業務委託仕様書 7 成果品の帰属</p>	<p>「本業務における成果品および業務上の作成資料等については、すべて発注者に帰属するものとする。」とありますが、どのような権利が発注者に帰属するかご教示ください。</p>	<p>成果物の著作権が想定されると思いますが、宇和島市の契約規則上では「受注者は、成果物が著作権法上に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡する。」となっております。</p>
<p>特定健康診査受診率向上業務委託仕様書 10 個人情報の保護</p>	<p>「宇和島市個人情報保護条例」「宇和島市セキュリティポリシー」について、具体的にどのような内容かご教示ください。 なお、「宇和島市個人情報保護条例」については既に廃止されている認識です。</p>	<p>ご指摘のとおり、改正されております。 「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」をご確認ください。</p>

特定健診受診率向上業務プロポーザル質疑回答書

<p>項 目 (書類名・ページ・項目など)</p>	<p>質 問</p>	<p>回 答</p>
<p>特定健康診査受診率向上業務 委託 仕様書 4 (2)</p>	<p>2回勧奨で、予定される発送内訳数がございましたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>発送数を約20,000件と想定しておりますが、契約後の協議により通知書の内容や発送時期による増減があると考えております。</p>
<p>特定健康診査受診率向上業務 委託 仕様書 5 (2)</p>	<p>受診勧奨業務について、「個人の背景に合わせたセグメント化(4グループ以上)」とありますが、通知デザイン数については2回勧奨で計4種類以上という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書内において「セグメント化したものに対して効果的な通知書」としておりますので、詳細については契約後の協議により決定いたします。</p>